

空家等対策について

特定空家解消の推進とともに、空家及び将来空家化が想定される住宅等も含めた住宅ストック全体の有効活用を促進するための基本的な指針となる「(仮称)中野区空家等対策基本計画」(以下、「基本計画」という。)の策定に向け、空家等実態調査の実施や中野区空家等対策審議会の設置を進めてきたところである。

基本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条に規定される「空家等対策計画」としての位置付けを持ちつつ、法の規定する内容に留まらない、住宅ストック全体の総合的な利活用方針として取りまとめ、基本計画の策定後は、これに基づいた具体的な事業を各関連施策において実施していくものとする。

これまでの主な事業の経緯および今後の取り組み等については、以下のとおりである。

1. 空家等実態調査について

基本計画の策定及び空家等対策の推進における基礎資料とするため、区内全域における空家調査を行い、実態を把握した。

(1) 調査概要

- ① 区内全域の建築物について、外観目視調査(一次調査、二次調査)により空家の抽出
- ② 抽出した空家の登記情報から建物所有者を確認し、アンケート調査(空家となった経緯や利活用の意向等)の実施
- ③ 調査結果を基に空家等データベースの作成

(2) 実施期間

- ① 一次調査及び二次調査：平成28年10月11日～平成29年1月20日
- ② アンケート調査：平成29年2月3日～3月13日(3回に分けて実施)

(3) 調査結果

調査結果の詳細については、別途所管事項報告として報告を行う予定である。

2. 庁内関連部署による横断的な検討

特定空家対応のほか、将来の空家化抑制及び住宅ストックの利活用等、空家の関連する施策は多岐に渡ることから、庁内関連部署による横断的な検討を行うとともに、関連する民間団体へのヒアリングも併せて実施していく。

3. 中野区空家等対策審議会について

(1) 審議会の設置

平成28年12月12日に施行された中野区空家等対策審議会条例第1条に基づき、区長の附属機関として中野区空家等対策審議会が設置された。審議会の委員は、学識経験者のほか、町会、商店会、不動産業、建設業、法律、金融、福祉等の各種団体からの推薦者及び公募区民から構成され、全16名となっている。

なお、平成29年2月8日に第1回、5月24日に第2回の審議会が開催されている。

(2) 任期

平成29年2月1日から平成31年1月31日まで

(3) 所掌事項

区長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関する事項、その他空家等に係る施策の推進に関し必要な事項について審議し、答申する。

4. 今後の流れ

- 平成29年度
- ・ 審議会による議論（2ヶ月間隔を目途に複数回開催）
 - ・ 審議会からの答申
 - ・ 「（仮称）中野区空家等対策基本計画（素案）」の作成
 - ・ 意見交換会、パブリックコメント手続き
 - ・ 「（仮称）中野区空家等対策基本計画」策定